平成２１年（フ）第１３６号
長野県上田市上田原1064番地１　ハビットパーク赤坂203号、前住所長野県上田市岡1321番地　市住42―207号
債務者　西澤　貞雄
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１３９号
長野県千曲市大字鋳物師屋722番地11
債務者　鈴木　英二
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１５２号
長野県上田市中之条1203番地１　市住Ｃ―15棟301号
債務者　児玉　千春（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２４４号
兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２13―201
債務者　石河　明男
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２４５号
兵庫県伊丹市北本町２丁目233番地
債務者　川崎あけみ
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９１号
兵庫県豊岡市竹野町椒1251番地の５
債務者　神矢　美紀（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
佐賀県唐津市京町1741番地１
債務者　木下　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第７８号
佐賀県唐津市浜玉町東山田935番地８、前住所佐賀県唐津市湊町240番地１
債務者　原田　政彦
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第７９号
佐賀県唐津市久里791番地11　ビレッジ久里２－２号
債務者　上原　浩介
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第５３号
高知県宿毛市平田町中山644番地
債務者　浅野　健一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第５５号
高知県四万十市下田4310番地322、住民票上の住所高知県四万十市下田4310番地11
債務者　池田美津子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第５７号
高知県土佐清水市加久見入沢町３番11号
債務者　山田　敏也
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第５８号
高知県四万十市西土佐奥屋内官有無番地
債務者　柴　みずほ
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第５９号
高知県四万十市右山元町１丁目３番２－１号
債務者　岡﨑　秀和
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第１００号
石川県小松市串町南５番地１、従前の住所石川県小松市村松町丙83番地
債務者　松本小夜美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１０１号
石川県小松市上小松町丙41番地１　アリシス上小松501号室、住民票上の住所石川県能美市牛島町ロ158番地
債務者　中　兼太郎
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１０２号
石川県小松市白山田町ロ240番地１　法師新寮102号室、従前の住所福井県福井市明里町11番16号
債務者　中越　惠子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
金沢地方裁判所小松支部